

理事及び監事の報酬等に関する規定

(適用範囲)

第1条 この規程は、公益社団法人日本警察犬協会（以下「この法人」という。）の定款第29条の規定に基づき、理事及び監事の報酬等に関する事項を定めるものとする。

(報酬額)

第2条 常勤理事の報酬は、支給時点における厚生年金保険法にもとづく標準報酬月額の高等級を限度とする。

2 理事・監事等の報酬については、名誉職のため支給しない。

(退職手当)

第3条 常勤理事が退任する場合は、別表1の「退職手当の算出要領」に定める算式により算出した退職手当を支給する。

2 理事・監事等の退職手当については、名誉職のため支給しない。

(受給権者)

第4条 理事が死亡した場合の退職金は、死亡当時、本人の収入により生計を維持していた遺族に支給する。

2 前項の遺族の範囲及び支給順位については、法令に定めるところを準用する。

(在任年数の算出)

第5条 在任年数は就任日から起算し、退任の日までとし1年未満は切り捨てる。

(金額の端数処理)

第6条 退職手当の最終計算において、円未満の端数があるときはこれを切り上げる。

(退職金支給の制限)

第7条 次の者については退職手当を支給しないか、又は減額することがある。

(1) 理事を背任行為等により解任された者

(2) 退任後、支給日までの間において在任中の背任行為等が発見された者

(支払時期)

第8条 退職手当の支給は退任から3箇月以内にその全額を支払う。

(退任慰労金)

第9条 在任中に特に功労のあった者に対しては、慰労金を支給することができる。なお、その支給額については別表3の「慰労金に関する支給基準額表」を支払限度額とする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附則

1 この規程は、公益社団法人への移行の日(平成25年1月4日)から施行する。

〔別 表 1〕 退職手当の算出要領

算 式

(退任時における理事報酬月額) × (別表 2 の在任期間に対する支給基準率)

= 退職手当

〔別 表 2〕 退職手当に関する支給基準率表

在任期間	支 給 基 準 率
1 年	0.5
2 年	1.0
3 年	1.6
4 年	2.2
5 年	2.8
6 年	3.4
7 年以上	4.0

〔別 表 3〕 慰労金に関する支給基準額

在任期間	支 給 基 準 額
1 年	～ 50,000 円
2 年	～ 100,000 円
3 年	～ 200,000 円
4 年	～ 350,000 円
5 年	～ 550,000 円
6 年	～ 800,000 円
7 年以上	～ 1,000,000 円